

事業名	児童虐待防止対策事業			調書番号
細事業名	児童虐待相談担当者研修会開催事業費		財務コード	530009
担当部課室	福祉保健部 部 子育て支援 課 児童養護担当 担当 (内線)		3153	

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に 市町村職員、学校関係者、児童福祉施設職員など	その対象をどのような状態にして 児童虐待の一義的な相談窓口として必要な知識や見識を深め、専門性を高める。	結果、何に結びつけるのか 児童が重篤な虐待など対応困難ケースなどにも迅速かつ的確に対応することで、子どもの健全な育成に資する。
内容	○ 平成17年、児童虐待防止法の改正により、市町村が児童虐待に係る一義的な相談窓口になったことに伴い、専門的な知識が必要な児童虐待相談もあることから、市町村職員に対して研修を実施する。 ・市町村担当者研修会(基礎研修、専門研修) ○ また、同法第4条では、地方公共団体は児童虐待の予防や適切な児童の保護、虐待を受けた児童の自立支援などを促進するため市町村職員や学校関係者、児童福祉施設職員などに対し、研修等を行うとしている。 ・児童虐待対応関係機関担当者研修会		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
活動指標	研修会の開催回数 (市町村担当者研修会) (児童虐待対応関係機関 担当者研修会) (児童福祉司等義務研修)	目標	4.0	4.0	4.0	4.0	9.0	12.0	
		実績(見込)	4.0	4.0	4.0	4.0	9.0		
		達成率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
		達成区分	b	b	b	b	b		
成果指標	受講満足度 (児童虐待対応関係機関 担当者研修会)	目標	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	
		実績(見込)	94.7	98.0	96.3	94.3	94.2	95.0	
		達成率	118.4	122.5	120.4	117.9	117.8	118.8	
		達成区分	b	a	a	b	b		
決算(予算) 単位:千円			18	119	93	117	140	385	
								560	

III 事業の評価(平成28年度の業績評価)

活動指標	b	評価	
成果指標	b	評価	市町村職員だけでなく学校関係者や児童福祉施設職員など多様な受講者から目標以上の受講満足度を得ている。

・活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。

・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成30年度に向けた改善等の考え方)

県関与の 必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である <input type="checkbox"/> その他 () 説明 平成28年の改正児童福祉法により、児童福祉司や市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者等に対し、県が実施する研修への受講が義務づけられた。
有効性 (成果向上)	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	児童福祉司や市町村職員等のスキルアップは児童虐待防止に大きな効果が望める。
見直しの 余地	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	説明	
見直しの 必要性	有	改正児童福祉法の施行(H29.4)に伴い、厚労省通知(H29.3雇児0331第2号及び同第16号)により、研修カリキュラムや到達目標などが示されたことから、研修の回数や内容、講師等を充実させる必要がある。

V 見直しの方向(平成30年度当初予算等での対応状況)

拡大	説明	既存の研修は引き続き研修ニーズ等を踏まえながら、研修内容や講師等その実施内容について検討する。また、今回、改正児童福祉法(H28.5)に規定された義務研修については、受講対象者が児童福祉司と市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者に限定されていること、同職のスキル向上のため国からカリキュラムや研修効果測定が示されていることなどから、既存研修の見直しとは別に新規事業として実施していく。
----	----	---

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。